

仕 様 書

この仕様書は、林業災害防止研修に使用する「令和8年度林業災害防止研修用木材グラップル導入業務（賃貸借）」に適用する。

賃貸借する機械は、下記に定める性能、諸元、各部構造等を満足させる機種とし、林業災害防止研修等での使用に耐える十分な耐久性、信頼性を有するものとする。

なお、ここに記載のない事項については、発注者である兵庫県立森林大学校（以下「甲」とする。）と、賃貸借提供者（以下「乙」という。）が協議の上決定するものとする。

記

1. 賃貸借する機械の名称

木材グラップル

2. 使用目的

賃貸借する機械は、林業災害の防止研修を実施するにあたり、伐倒練習機や風倒木伐採訓練装置等で使用する原木を移動運搬し、機器に設置する等の作業を実施し、作業者の安全の確保と、研修の円滑な実施を図ることを目的とする。

3. 対象となる機械等

(1) 機種、付属機器及び数量

①ベースマシンとなる機種

- ・林業用バックフォア：5トンクラス（土砂バケット付）：1台
〔キャビン仕様、油圧式アタッチメント交換仕様〕

キャビンガード、エアコン、ゴムクローラ、マルチ5系統配管、電子キー付

②付属機器

- ・グラップルヘッド：4～5トンクラス対応機（開口幅1,330mm）：1基
- ・グラップルウィンチ：4～5トンクラス対応機器：1基
（最大引張り能力22.6kN以上、ワイヤーロープ長(径8mm)50m以上）

(2) 借入場所 兵庫県立森林大学校施設及び研修実施地の屋外

(3) 賃貸借期間 令和8年5月1日～令和9年3月31日（11ヶ月間）

(4) 機械等の引渡 賃貸借開始日に兵庫県立森林大学校に納入すること

4. 条件

(1) 賃貸借期間中における機械・機器の点検・整備費用は乙の負担とする。

(2) 燃料代は甲の負担とする。

(3) 甲の責により事故等で機械が損傷したときは、甲は、速やかに乙に報告するとともに、甲の負担により車両を修理するものとする。

(4) 賃貸借期間満了後は、乙は速やかに機械を引き取ること。

(5) 賃貸借対象物件は、乙又は販売業者等が所有する新品か新品に準ずる機械とする。

(6) 賃貸借対象物件を保管する場所は、3.(2)借入場所の屋外とする。